

# 三池港港湾計画書

－軽易な変更－

平成18年11月

三池港港湾管理者  
福岡県

本計画書は、港湾法第3条の3の規定に基づき、

- ・平成11年 9月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成11年11月 港湾審議会第170回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成15年 1月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成18年 6月 福岡県地方港湾審議会

の議を経た三池港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

## 目 次

変更理由	1
1. 小型船だまり計画（変更）	2
2. 臨港交通施設計画（変更）	3
3. 港湾環境整備施設計画（変更）	4
4. 土地造成及び土地利用計画（変更）	5

## 変更理由

社会情勢の変化に伴い、四山地区において、小型船だまり計画、臨港交通施設計画、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

## 1. 小型船だまり計画（変更）

水域利用の適切化と、漁船等の集約化を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

### [小型船だまり計画]

#### 四山地区

泊地	水深	2 m	面積	4 h a	[既定計画の変更計画]
航路	水深	2 m	幅員	17 m	[新規計画]
防波堤	延長	325 m			[既定計画の変更計画]
物揚場	水深	2 m	延長	98 m	[既定計画の変更計画]
小型栈橋		4 基			[既定計画の変更計画]
船揚場		延長	47 m		[既定計画の変更計画]
埠頭用地			2 h a		[既定計画の変更計画]

#### 既定計画

#### 四山地区

泊地	水深	2 m	面積	6 h a
防波堤	延長	1,015 m		
物揚場	水深	2 m	延長	110 m
小型栈橋		4 基		
船揚場		延長	50 m	
埠頭用地			2 h a	

## 2. 臨港交通施設計画（変更）

港湾における交通の円滑化を図るとともに、小型船だまり等港湾施設と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

### [臨港交通施設計画]

#### 道 路

臨港道路 四山線 [既定計画の変更計画]  
起点 四山地区小型船だまり  
終点 臨港道路三池港南北線 2車線

#### 既定計画

臨港道路 四山線  
起点 四山地区小型船だまり  
終点 臨港道路三池港南北線 2車線

### 3. 港湾環境整備施設計画（変更）

港湾の環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

四山地区

緑地 1 h a [既定計画の変更計画]

既定計画

四山地区

緑地 1 h a

#### 4. 土地造成及び土地利用計画（変更）

港湾施設の計画に対応するとともに、質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用を次のとおり計画する。

（土地利用計画）

（単位：h a）

用地 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	計
四山地区	(2) 2	(15) 15	(63) 63	(3) 3	(1) 1	(84) 84

注1：（）は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3：今回の変更に係る地区についてのみ記述した。